

## Ashiya information

## お知らせ

阪神間都市計画区域区分  
(線引き)の市素案を公表

県では令和7年度末に阪神間都市計画区域区分・都市再開発方針等の都市計画決定を予定しています。市民・利害関係人は下記期間中に意見書を提出することができます(個別の回答はいたしません)。

- 日時 6月3日～24日(平日執務時間内)
- 公表場所 市ホームページ・市役所東館2階都市政策課
- 問い合わせ 都市政策課 ☎38-2073

令和5年度公文書公開と  
個人情報保護制度の状況

## 【公文書公開の実施状況】

公文書公開請求 58件  
全部公開12件/部分公開40件/非公開1件/存否  
応答拒否0件/不存在5件/却下1件/取下げ4件/  
審査請求1件

## 【個人情報保護制度の運用状況】

個人情報開示請求 29件  
全部開示2件 / 部分開示28件 / 不開示3件(全  
部不開示1件 / 存否応答拒否0件 / 不存在2件  
/ その他0件) / 取下げ1件 / 審査請求0件  
※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で  
公開・開示したものがあため、合計が請求  
件数と一致しません。

個人情報訂正請求0件 / 個人情報利用停止請求  
0件 / 苦情処理・苦情の相談件数42件

- 問い合わせ 総務課 ☎38-2010

## 市民参画手続きの状況

審議会等・ワークショップ・パブリックコメン  
トなどの結果と今後の予定です。

【令和5年度実施結果】審議会等の活用7件/ワーク  
ショップの開催1件/パブリックコメントの活用6  
件/協議会・公聴会の開催、アンケート調査等5件  
【令和6年度実施予定】審議会等の活用4件/ワーク  
ショップの開催1件/パブリックコメントの活用4  
件/協議会・公聴会の開催、アンケート調査等2件  
【パブリックコメント(市民意見募集)実施予定】  
▶住生活基本計画(建築住宅課)▶子ども・子育て  
支援事業計画(こども政策課)▶第4次環境  
計画(環境課)▶子ども・若者計画(青少年愛護  
センター)※全て12月実施予定

- 問い合わせ 市民参画・協働推進課 ☎38-2007

## 申請・届け出

## 児童手当・特例給付の支給



2月～5月分の児童手当・特例給付を6月14日  
(金)に指定の口座へ振り込みます。

※所得が上限額以上の場合は、支給されません。

- 問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117

社会教育関係団体の  
新規登録申請受付

- 登録有効期間 10月1日～令和9年9月30日
- 対象 地域の学習・スポーツ等の社会教育活動を行い、登録要件(市ホームページ参照)の全てにあてはまる団体
- 申し込み 6月17日～28日(平日・執務時間内)に必要書類(下記窓口で配布、市ホームページでダウンロード可)を下記窓口へ
- 問い合わせ 社会教育推進課 ☎38-2091

## 個人市県民税のご案内

## 【個人市県民税の減免制度(要申請)】



個人市民税・県民税・森林環境税の納税  
通知書を6月10日(月)に発送します。  
減免の申請は郵送またはインターネットからで  
きます。

- 対象 失業や前年と比較して所得が半減するなどの要件を満たす人
- 申し込み 納期限までに課税課市民税係(北館2階31番窓口)へ※納付済の税額・納期限が過ぎた税額は減免の対象外

## 【個人市県民税の定額減税(手続き不要)】



令和6年分所得税と令和6年度個人市県  
民税において定額減税を実施します。

- 減税額 本人・配偶者含む扶養親族1人につき1万円(所得税は3万円)
- 対象 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税者  
※住民税が非課税の場合、住民税均等割・森林環境税のみ課税の場合は定額減税の対象となりません。対象の方は、所得割額から控除した上で税額を通知します。手続きは不要です。詳細は市ホームページをご確認ください。

- 問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016

## 福祉医療費助成制度

7月1日からの受給要件は、下表のとおりです。  
あてはまる人は申請してください。  
※すでに申請済みの人は必要ありません。



医療区分	対象	所得制限基準等【令和5年分所得】
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人(1日生まれの人は前月までを対象)	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ◆世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は80万円以下) ◆受給者本人の年金収入と所得の合計が80万円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳から小学校3年生修了前まで	所得制限なし
子ども医療費助成	小学校4年生から高校生相当の方まで ※18歳到達後最初の3月31日まで (高等学校等の在学有無は問わない)	※1歳から中学校3年生までの方は、所得に応じて一部負担金が決まるため、保護者等の所得確認を行います。
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ◆父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が192万円未満 扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
障がい者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障がい者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

## ■福祉医療費受給者証の更新

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方は6月30日(日)で有効期間が終了します。対象の人へ新しい福祉医療費受給者証を6月末に送付します。(所得の確認ができない場合を除く)

※受給者証が届くまでに医療機関等で受診した場合は、申請により還付しますので、必ず領収書を保管しておいてください。

## ■7月1日から乳幼児等医療費および子ども医療費助成制度を拡充

所得制限を撤廃し、所得基準額以上の方も助成対象とします。また、助成対象年齢を高校生相当の方(※)まで引き上げます。申請が必要な方には申請書を送付していますので、申請書を提出していない人は、至急提出してください。申請書の提出がない方は受給者証を交付できません。2月17日以降の転入者は、別途申請が必要です。詳細は地域福祉課福祉医療係まで問い合わせください。

※18歳到達後最初の3月31日まで

## ■現況届の提出

母子家庭等医療費助成制度を受給している人で、まだ現況届を提出していない人は、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。

## ■医療機関・薬局の適正受診にご協力を

お薬手帳を持参し薬のもらいすぎに注意しましょう。救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。

- 問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076